

災害による断水時、井戸水を提供いただける方を募集しています

災害時協力井戸の募集

水道課

近年多発している大規模災害時に水道が長時間止まってしまった場合、生活用水を確保することは非常に困難です。そこで、町内の井戸を「災害時協力井戸」として登録させていただき、災害による断水時に活用できる制度を設けます。

井戸を所有されている方は、登録にぜひご協力をお願いします。

●登録できる井戸

- ・災害時に無償で井戸水の提供ができること。
- ・町内に所在し、使用しやすい屋外などの場所にあること。
- ・井戸水をくみ上げるためのポンプまたはつるべなどがついていること。
- ・町民などに周知ができるよう、井戸の所在地など、必要な井戸情報の公表に同意できること。
- ・認識しやすい場所に、町から配布する看板を掲示できること。

●登録までの流れ

- ①登録申請書を水道課に提出
(町ホームページからダウンロードできます)
- ②井戸の現地調査
- ③登録通知書の送付・登録看板の設置
- ④登録情報の公表

●その他・注意

井戸の維持管理にかかる費用の助成はありません。

災害時協力井戸とは

井戸の所有者の善意で、災害時の断水の際に無償で供用できる井戸のことです。生活用水(トイレや清掃など)としての使用に限ります。



◀ 町から
配布する看板
(A3 サイズ程度)

町民の皆さまへ 災害時協力井戸を利用される際の注意点

- ・井戸水の提供は断水時のみです。
- ・井戸の所有者の善意で提供いただく形になります。マナーを守って利用してください。
- ・井戸水は飲み水としての提供はありません。飲み水は各自で準備してください。
- ・井戸水の運搬は利用者各自で行ってください。
- ・井戸水の提供を受けた結果、井戸の所有者の故意ではなく利用者の体やその所有する物品に被害が生じた場合は、井戸の所有者および有田川町にその責任を問うことはできません。